
株式会社 ITSEV 定款

平成 28年 1 月 5日 作成
平成 28年 1 月 12日 公証人認証

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 ITSEVと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電動車の実用開発
2. 電動車の開発技術者の教育、育成
3. 電動車のハードウェア開発と販売
4. 電動車の運用データ解析と販売
5. 電動車のソフトウェア開発と販売
6. 電動車システムに関するコンサルティング
7. 電動車の社会実験と制度設計コンサルティング
8. 電動車のエネルギー供給に関するコンサルティング
9. 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を富山市 に置く。

(公告の方法)

第4条 電子公告によって行う。 <http://www.itsev.com>

ただし、やむを得ない事由によって電子公告を行うことが出来ない時は官報に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、120株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、代表取締役の承認を受けなければならない。

②前項の承認を行わない場合、代表取締役は指定買取人を指定することができる。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当社の株式を取得した者が株主名簿への記載を請求するには、当社所定の請求書に取得者及び株主名簿に記載又は記載された株主が記名押印して提出しなければならない。上記以外の方法により株主名簿への記載を請求する場合は、請求書に取得したことを証する書面を添付しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- ②前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

- ②株主総会を招集するには、会日より5日前までに、各株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集する。

- ②株主総会の議長は社長たる代表取締役がこれに当たる。
③代表取締役社長に事故があるときは、取締役の決定であらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。
④取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(招集手続きの省略)

第16条 株主総会は、株主の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(決議)

第17条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は1名以上とする。

(取締役の選任)

第19条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

②取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期はその選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第21条 取締役を2名以上置く場合には、取締役の互選により代表取締役1名を定める。

②代表取締役は社長とし、当社を代表する。

③当社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を社長とする。

(報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第23条 当社の事業年度は年1期とし、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。

(剰余金の配当等)

第24条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

②剰余金の配当が、その支払の提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(法令の準拠)

第25条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

平成 28 年 1 月 5 日作成
平成 28 年 1 月 18 日訂正

上記は原本と相違ありません

富山県富山市向新庄町 7 丁目 9-48
株式会社 I T S E V
代表取締役 千 葉 一 雄